

地方消費税率の引上げ分の使いみち

消費税率引上げ分の地方消費税交付金については、社会保障経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）、その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に充てることとされています。

令和5年度決算における充当額は以下のとおりとなります。

（単位：千円）

経費区分		決算額	財源内訳			引上げ分の 地方消費税 交付金	備考
			国県支出金	その他	一般財源		
社会福祉	障害者福祉	10,213,558	6,819,740	10,345	3,383,473	777,316	扶助費（性質別）
	高齢者福祉	1,260,616	284,229	184,406	791,981	181,949	
	児童福祉	15,722,950	10,559,559	433,792	4,729,599	1,086,574	
	生活保護	7,326,183	5,485,862	0	1,840,321	422,794	
	その他	31,830	4,824	0	27,006	6,204	
社会保険（国保・介保）		10,218,826	1,687,455	0	8,531,371	1,959,990	他会計繰出金等
保健衛生		223,004	115,823	0	107,181	24,624	扶助費（性質別）
合 計		44,996,967	24,957,492	628,543	19,410,932	4,459,451	

※特定財源、一般財源

国県支出金など財源の使いみちが特定されているものを特定財源、市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といいます。